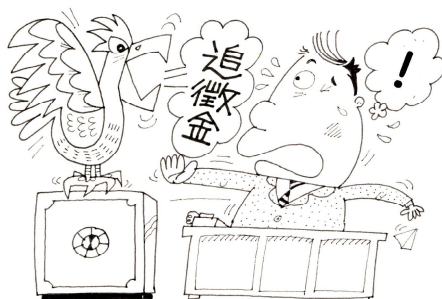


社会保険・厚生年金保険対策

- (注1) **社会保険・厚生年金保険の加入チェックが厳しくなっています**
マイナンバー制度が普及すれば、更に厳しくチェックされると思われます。
- (注2) **年金事務所からの加入勧奨があったら**
何らかの対応策をとることが必要です。
- (注3) **《社会保険調査》が強化されるようです**
いつから、どのような方法で行われるのか分かりませんが、強化されることは事実であると思います。
- (注4) **社会保険・厚生年金保険の未加入企業**
2年間遡って加入させられ、保険料を徴収されます。



1. **会社の代表者一人は社会保険・厚生年金保険の被保険者にならなければならない**
代表取締役一人の法人であっても、法人から報酬を受けているのであれば、健康保険・厚生年金は強制加入です。
2. **代表者が一人の場合には、他の会社で社会保険の被保険者になっていても被保険者にならなければならない**

二社以上の会社へ勤めている場合、健康保険・厚生年金保険法では、それぞれの法人で受けた報酬の合算額の合計金額に基づいて一つの標準保障額が決められ、保険料はそれぞれの会社での報酬月額に応じて按分される。

3 . 会社の代表者が二人以上いる場合は、年金事務所へ届ける代表者は誰でも良い

代表者が二人以上の場合、どちらで届出しても良い。

4 . 代表者が《短時間労働者》の場合には、社会保険に加入しなくても良い

短時間労働者の場合には、社会保険・厚生年金に加入させないことができます。

『短時間労働者』とは、事業所の通常の労働者の、1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が4分の3以下の労働者をいいます。

5 . 代表者が70歳以上の場合には、厚生年金保険の被保険者にならなくても良い

70歳になると、厚生年金適用事業所で働いていても、厚生年金被保険者資格を喪失します。

社会保険、厚生年金保険のことで知りたいことがありましたら、この用紙をFAXで送るかコーディネーターに申しつけてください。

税理士法人 大平経営会計事務所 殿

FAX : 0532-53-5118

(質問事項欄)

[事務所処理欄]

課	コーディネーター

お客様の商号
(ゴム印で結構です)
コード No.

平成	年	月	日



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118

[平成28年12月レターケース]

B3110